判例から読む

セクハラ・パワハラ…の境界線

佐藤みのり法律事務所弁護士佐藤みのり

"防止、する義務 職場内いじめを 職場内のいじめ行為を 防止する

徒間でも話題になっていました。 やBさんの態度は、看護学校の生 事で嫌がらせを受けました。

このような男性看護師の雰囲気

ど、Bさんの命令に従わないと仕 や休日勤務を強いられたりするな なかったり、X病院に内緒で残業 の仕事が終わるまで帰宅が許され 使い走りをさせられたり、Bさん

ハラスメントになることを おそれて、職場でのコミュ ニケーションが萎縮して -スが増えてい ます。そこで、様々な裁判 例を通じて、違法なハラス メントになる境界線を探り ます。

/さいたま地裁 2004年9月24日判決

義務を認めた事例

第62回

ルしたりするということがありま を勝手に使ってAさんの彼女にメー たり、BさんがAさんの携帯電話 仕事だと言ってBさんに呼び出され 務時間外に彼女に会おうとすると、 9万円を支払わされる、A さんが勤 られる、職員旅行の飲み物代の約 看護学校の女性を紹介するよう命じ 世話・送迎等をさせられる、高等 Bさんの個人的な掃除、子どもの てからいじめは一層激しくなり、 Aさんが高等看護学校に入学し 数々のいじめ行為 ◇

ら、高等看護学校に通学していま

X病院には男性看護師がAさん

【 職員旅行での事件 】

せる関係が続いていました。Aさ 絶対的で、Bさんが後輩を服従さ

んは、勤務時間が終了してもBさ

っている女性を2人きりにして性 んは、AさんとAさんに好意を持 業員が参加した職員旅行で、Bさ さらに、X病院の43名程度の従

勤務しながら看護学校に通学し、 に就職しました。看護助手として

た。その後もX病院に勤務しなが

准看護師の資格を得まし

れたり、

学校の試験前に朝まで飲

んらの遊びに無理やり付き合わさ

み会に付き合わされたりしていま

◇ 男性看護師間の異様な関係性 ◇

特な関係性があり、

先輩の言動は

でした。男性看護師の間では、 の先輩で、Aさんは一番下の後輩 を含め5名おり、Bさんが一番上

Aさんは、高校卒業後、X病院

た場合、会社はいじめにより生じ

て、上司や管理職が気付けなかっ

職場内での深刻ないじめについ

た損害を賠償する責任があるので

しょうか

うと企てました。 的な行為をさせ、それを撮影しよ

また、Bさんの個人的な用事の

に運ばれましたが、この一件は上 集まり室内をのぞいているなか 司に報告されませんでした。 急性アルコール中毒になり、 で、Aさんは焼酎を一気飲みして 2人のいる部屋の周りに職員が

【 忘年会とそれ以降の出来事 】

したりしました。 と言ったり、Aさんが何か言うと じゃえばよかったんだよ。バカ」 「うるせえよ。死ねよ」と言い返 はAさんに対し、「あのとき死ん とが話題になり、Aさんの先輩ら その年の忘年会で職員旅行のこ

りました。 ねよ」という言葉を使うようにな も、Aさんに対し何かあると「死 これ以降、Bさんらは仕事中で

よう言ったりしました。 に床に落としたコロッケを食べる 燃やすそぶりをしたり、 女からもらった帽子をライターで また、Bさんらは、Aさんが彼 ゲーム中

【 仕事のミスに対する罵倒 】

り、手を出したりすることがあり をしたときに乱暴な言葉を使った Bさんは、Aさんが仕事でミス

Aさんが空の検体を出したとこ

さとう みのり

離婚などの男女トラブル、 ハラスメント問題を中心に として活動する傍ら 貫いた自身の経験を 活かし、勉強法に関する出 版、講演活動なども行なう。

おかしいことが話題になり、Bさ 外来会議においてAさんの様子が 自殺はBさんのいじめが原因であ した。Aさんの遺族は、Aさんの のミスを怒られ、自宅で自殺しま い」などと非難しました。 んはAさんのことを「やる気がな それから数日後、Aさんは仕事 Bさんにしつこく叱責され、

所の判断

【Bさんの責任】

関係についても、 くなどの し・からかい、嘲笑・悪口、 を通じて、 め』を行なったものと認められ の前で恥辱・屈辱を与える、 て、「自らまたは他の男性看護師 裁判所は、Bさんの行為につい 暴力等の『違法ないじ いじめと自殺との因果 Aさんに対し、 いじめが執拗で 冷か たた 他人

そのうえで、 X病院は「Bさん

とを予見できたとして、『死亡し さんが自殺を図るかもしれないこ ことなどに照らせば、 状態や心身の状況を認識していた 支払いを命じました。 負うとし、慰謝料1000万円の たこと』について損害賠償義務を などを踏まえ、 長期間にわたっていること BさんがAさんの勤務 肯定しました。 BさんはA

【 X病院の責任 】

るとして、

BさんとX病院を訴え

する安全配慮義務を負担してい の生命および身体を危険から保護 た」としました。 し、「職場の上司および同僚から いじめ行為を防止して、 裁判所は、病院側はAさんに対 Aさん

じました。

て500万円の限度で支払いを命

とがあります。その結果、

報復等を恐れ、沈黙してしまうこ ついて知っている周囲の従業員も

認めました。 識することが可能であったにもか となどを踏まえ、 は3年近くに及んでいること、職 する措置をとらなかった」とし さんのAさんに対するいじめを認 取りは雇い主も認識可能であったこ 員旅行の出来事や外来会議でのやり いたこと、Aさんに対するいじめ かわらず、 る職場でのいじめは従前から続いて そして、Bさんらの後輩に対 病院側の安全配慮義務違反を 認識していじめを防止 病院側は В



◇ 職場内いじめの予防・防止を ◇

めの事実を知りながら特段の防止 した(連載第41回、 ハラスメント事例を紹介してきま 社長や上司などが、職場内いじ 本連載でも、職場内いじめ型の 55 回 。

ります。

談できないことも多く、 かしさや恐怖心などから会社に相 いじめの被害者は恥ず いじめに

と考えてよいでしょう。

社側の損害賠償責任は認められる 措置をとらなかった事例では、

会

た精神的苦痛に対する慰謝料とし 任を否定し、いじめによって被っ と』による損害については賠償青 める一方、『Aさんが死亡したこ 被った損害について賠償責任を認 なかったこと』によってAさんが として、『本件いじめを防止でき 能であったとまでは認めがたい」 かもしれないことについて予見可 との関係から、Aさんが自殺する は認められないし、いじめと自殺 深刻さを具体的に認識していたと らの行なったいじめの内容やその

いじめに気付ける 体制づくりを

- ☆ 従業員の悩みアンケート の実施
- + 職場内の人間関係、 雰囲気の定期的な確認 など

+ 相談窓口の整備

義務違反が認められる可能性が 可能」であったならば、 参考になります。 うな責任を負うのか考えるうえで なかった場合に、会社側がどのよ 内容や程度を具体的に認識してい ように、会社側がいじめの存在に 気付かないこともあるでしょう。 会社側が職場内いじめを「認識 本事案は、雇い主側がいじめの 安全配慮

ることから、 す。いじめもパワハラの1つであ 制の整備等が義務付けられていま 社としての方針の明確化や相談体 止措置が全企業に義務化され、 2022年4月からパワハラ防 予防体制の構築に努

める必要があります。